



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円です。
保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を使用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。必ず納付期限までに納めてください。
なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。
また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月分以降の保険料の納付が免除・猶予される臨時特例措置も設けられていますので、年金窓口へご相談ください。
※納付義務者は、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

国民年金保険料免除制度のご案内

保険料が納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

令和4年度分の免除等の受付は令和4年7月1日から開始され、7月分から令和5年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。
失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、一度、旭川年金事務所（0166-27-1611）または住民課戸籍担当までご相談ください。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

令和3年度住民基本台帳閲覧状況

令和3年度の住民基本台帳の閲覧状況は下記のとおりです。

- ・期間 令和3年4月～令和4年3月
- ・閲覧件数 1件

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

令和3年度占冠村の情報公開制度の運用状況

令和3年度の情報公開制度の運用状況をお知らせします。

開示請求の処理状況

- ・請求件数 4件
- ・公開件数 4件
- ・非公開件数 0件
- ・不存在件数 0件

☎ 総務課総務担当 ☎ 56-2121

令和4年度 勤労者生活資金貸付金・季節労働者生活資金貸付金

占冠村では、村内に働く勤労者及び季節的に雇用される方（季節労働者）の生活安定を図ることを目的として、北海道労働金庫 富良野支店（ろうきん富良野支店）による生活資金及び教育資金の貸付を行っています。

【勤労者生活資金貸付金制度の概要】

- 貸付の対象者 ①村内に住所を有している方 ②村内の事業所等に勤務している方
③現在の事業所に1年以上勤務し、今後も引き続きその事業所等に勤務する方

●貸付限度額・貸付利率・償還期間

	貸付限度額	貸付利率	償還期間
生活資金	100万円以内	年利2.81%	7年以内
教育資金	300万円以内	年利2.39%	10年以内

- 償還方法 原則として月賦均等償還

- 信用保証・担保等 ろうきん富良野支店の定めによります。

- 利子補給 返済が約定どおりに履行されている場合、村は、所定の貸付利率及び信用保証料率の合計額から1%を控除した率に相当する額を交付します。

【季節労働者生活資金貸付金制度の概要】

- 貸付の対象者 ①村内に住所を有している方
②就労する意志があるが、当面就労する機会がない方
③貸付金の償還能力があると認められる方

●貸付限度額・貸付利率・償還期間

	貸付限度額	貸付利率	償還期間
生活資金	30万円以内	年利3.31%	11ヶ月以内
教育資金	30万円以内	年利2.81%	11ヶ月以内

- 償還方法 一括償還又は月割償還（ただし、1～5ヶ月までは償還を据え置くことができます）

- 保証人 別に定める条件により、連帯保証人が必要です。

- 利子補給 返済が約定どおりに履行されている場合、村は、所定の貸付利率から2%を控除した率に相当する額を交付します。

【共通事項】

- 申込手続・結果通知 ①申込者は、労働金庫に借入申込書を提出します。
②労働金庫は、所定の調査及び審査を行い、貸付けの可否を決定します。
③審査結果（貸付けの可否）を申込者へ通知します。

貸付を希望される方は、ろうきん富良野支店（☎ 23-6000）
または役場企画商工課商工観光担当（☎ 56-2124）までご相談ください。